

特定新事業開拓投資事業計画の認定等に係る F A Q

平成 2 9 年 4 月 1 日
経 済 産 業 省

【 1. 新事業開拓事業者（投資先企業）について】

問 1－1. どのような事業者が、新事業開拓事業者に該当するのか。

（答）

我が国において普及していない商品の開発又は生産、役務の開発又は提供、商品の生産又は販売の方式の導入、役務の提供の方式の導入等の事業であって新たな価値を創出するものの市場における成立を図る事業者が、産業競争力強化法（以下「法」という。）第 2 条第 5 項の「新たな事業の開拓を行う事業者」に該当します。

問 1－2. 新事業開拓事業者に該当するか否かは、誰がどの時点で確認することになるのか。

（答）

認定特定新事業開拓投資事業組合（以下「認定ファンド」という。）が、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下「経済産業省関係省令」という。）第 6 6 条第 1 項に基づき経済産業省に毎事業年度提出する特定新事業開拓投資事業の実施状況報告書に、投資先の事業者が実施する事業の内容等を記載して、当該事業者が新事業開拓事業者に該当することを疎明し、経済産業省がこれを確認します。

なお、当該実施状況報告書の内容を踏まえ、投資先の事業者が新事業開拓事業者ではないと判断される場合には、特定新事業開拓投資事業の実施期間の途中において、特定新事業開拓投資事業計画の認定を取り消すことがあります。

問 1－3. 新事業開拓事業者に、外国の会社は含まれるのか。

（答）

経済産業省関係省令第 2 条第 2 号では、新事業開拓事業者の要件として「株式会社」であることを規定していますが、この「株式会社」とは会社法第 2 条第 1 号に規定する「株式会社」のことをいいます。

従って、事業者が会社法第 2 条 2 号に規定する「外国会社」（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。）である場合には、新事業開拓事業者に該当しません。

【2. 特定新事業開拓投資事業（ベンチャー投資事業）について】

問2-1. 経済産業省関係省令第3条第1号では、「特定新事業開拓中小企業者」及び「特定新事業開拓中堅事業者」のそれぞれの定義において、「その者の株式を投資事業有限責任組合が最初に取得する時において・・・」と規定されているが、これは具体的にどのようなことを意味しているのか。

（答）

この規定は、ベンチャー投資において行われるいわゆる「マイルストーン投資」に対応することを想定したものです。

具体的には、認定ファンドがその新事業開拓事業者に最初に出資をする時点では、当該新事業開拓事業者は、①中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する中小企業者の資本金又は従業員の規模要件、若しくは②中堅事業者の規模要件（資本金5億円未満）を満たす必要がありますが、当該認定ファンドが当該新事業開拓事業者に対して追加的に2回目以降の出資を行う時点では、当該新事業開拓事業者はこれらの規模要件を満たしている必要はないことを、当該規定は意味しています。

問2-2. 経済産業省関係省令第3条第3号では、特定新事業開拓投資事業の要件として、「事業規模の拡大を図る」新事業開拓事業者に対して5割以上投資することが規定されているが、事業活動がどのような成長発展の段階にある新事業開拓事業者が、「事業規模の拡大を図る」新事業開拓事業者に該当するのか。

（答）

製造業に属する事業を行う新事業開拓事業者にあつては、製品の生産及び出荷を始めており、その在庫又は販売量が増加しつつある段階その他これに類する段階にある場合には、法第2条第6項に規定する「事業規模の拡大を図る」新事業開拓事業者に該当します。また、半導体、新素材の製造（開発を含む。以下同じ。）又は環境問題への対応や省エネルギー・新エネルギーに係る技術を用いた製品の製造若しくは医薬品又は医療機器の製造等、生産又は販売の開始その他これに類する段階に至るまでに比較的長期の開発期間を要する事業であつて、その間に比較的多額の資金を必要とする事業を行う新事業開拓事業者にあつては、プロトタイプが完成済み、パイロットプラント等で潜在的な顧客を獲得済み、若しくは非臨床試験又は臨床試験を開始済み等、生産又は販売の開始その他これに類する段階に近い段階にある場合には、「事業規模の拡大を図る」新事業開拓事業者に含まれます。

流通・小売業に属する事業を行う新事業開拓事業者にあつては、商品の仕入れ及び販売を開始しており、その在庫又は販売量が増加しつつある段階その他これに類する段階にある場合には、「事業規模の拡大を図る」新事業開拓事業者に該当します。

情報サービス、社会福祉、金融・保険その他のサービス業に属する事業を行う新事業開拓事業者にあつては、役務の提供を始めており、売上高又は会員数が増加しつつ

ある段階その他これに類する段階にある場合には、「事業規模の拡大を図る」新事業開拓事業者該当します。

問２－３．経済産業省関係省令第３条第２号では、認定ファンドの株式の取得価額の総額に対する、特定新事業開拓中小企業者の株式の取得価額の割合（６割以上）が規定されているが、この割合は、毎事業年度満たす必要があるのか。

（答）

この割合は、毎事業年度満たす必要があるものではなく、特定新事業開拓投資事業の開始の日から特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間（以下「特定新事業開拓投資事業の実施期間」という。）中にその認定ファンドが投資した全ての新事業開拓事業者の株式の取得価額の総額に対して満たすことが要件となります。

したがって、例えば、毎事業年度の特定新事業開拓投資事業の実施状況の報告を受け、特定新事業開拓投資事業の実施期間の途中において、認定ファンドの資金規模の４割超を特定新事業開拓中堅事業者に投資し、組合員から認定ファンドに追加的な出資を受けるための認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を行う具体的な予定もない場合には、認定を取り消します。

問２－４．経済産業省関係省令第３条第３号では、認定ファンドの株式取得価額の総額に対する、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額の割合（５割以上）が規定されているが、この割合は、毎事業年度満たす必要があるのか。

（答）

この割合は、毎事業年度満たす必要があるものではなく、特定新事業開拓投資事業の実施期間中にその認定ファンドが投資した全ての新事業開拓事業者株式の取得価額の総額に対して満たすことが要件となります。

したがって、例えば、毎事業年度の特定新事業開拓投資事業の実施状況の報告を受け、特定新事業開拓投資事業の実施期間の途中において、認定ファンドの資金規模の５割超を事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者以外の新事業開拓事業者に投資し、組合員から認定ファンドに追加的な出資を受けるための認定特定新事業開拓投資事業計画の変更を行う具体的な予定もない場合には、認定を取り消します。

問２－５．特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針－イ(2)では、投資事業有限責任組合が、「特定新事業開拓投資事業及びこれに附帯する事業のみを行うものであること」が認定の要件として規定されているが、「これに附帯する事業」には何が含まれるのか。

（答）

投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項各号に掲げる事業であって、新事業開拓事業者への投資事業に附帯する事業が、「これに附帯する事業」に該当します。

具体的には、例えば、投資先の新事業開拓事業者が発行する社債の取得及び保有（同項第3号関係）、投資先の新事業開拓事業者に対する金銭の新たな貸付（同項第5号関係）などが該当します。

なお、新事業開拓事業者以外の事業者に対する投資は、「これに附帯する事業」に含まれません。

【3. 投資事業有限責任組合（認定ファンド）について】

問3-1. 認定ファンドに出資をできない者はいるのか。

（答）

認定ファンドの業務を執行する無限責任組合員の過半の株式を有する親会社は、認定ファンドに出資をすることはできません。

親会社の定義その他認定ファンドに出資することができない者（有限責任組合員になることができない者）については、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針一イ(9)をご確認ください。

問3-2. 中小企業基盤整備機構や地方公共団体といった公的機関は、認定ファンドに出資できないのか。

（答）

公的機関も認定ファンドに出資することが可能です。

【4. 認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況の報告等】

問4-1. 経済産業省関係省令第66条第1項に基づき、認定ファンドの無限責任組合員は、毎事業年度、経済産業大臣に実施状況報告書（様式第27）を提出することになっているが、記載にあたって留意すべき点はあるか。

（答）

以下の点に留意して、実施状況報告書（様式第27）を作成してください。（巻末の記載イメージも参照）

<様式第27>

様式第27には、認定ファンドの事業年度の期間（例えば、1月1日から12月31日まで）を記載してください。

<別表1関係>

- ① 同じ新事業開拓事業者が発行する株式であっても、株式の種類、取得日又は取得方法（新規発行、他者からの譲受け等）が異なる場合には、異なる行に記載してください。
- ② 「取得した株式の発行会社が実施する新たな事業の内容及び概況並びに当該事業の成長発展の段階」の欄には、【新たな事業の概況】として、投資先の新事業開拓事業者から配当を受けたか否か、配当を受けた場合にはその金額を記載してください。また、【新たな事業の成長発展の段階】として、株式を取得した時点において、新事業開拓事業者が「事業規模の拡大を図る」新事業開拓事業者（問2-2参照）に該当する場合には「事業規模の拡大を図る時期」にある旨を記載し、「事業規模の拡大を図る時期」に至る前の成長発展の段階である場合には「事業創成期」にある旨を記載してください。
- ③ 「平成 年度に取得した株式の取得価額及びその取得の方法」の欄には、【取得日】、【取得方法】、【1株の取得価額】、【取得株式数】及び【取得価額の総額】を記載してください。
- ④ 「認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額の総額」の欄には、株式を取得した新事業開拓事業者毎に、【取得株式数】及び【取得価額総額】を記載してください。

<別表2 関係>

- ① 別表2は、既に処分した株式の取得価額分も含めて記載してください。
- ② 記載欄には、取得した株式の価額及び数も記載してください。
- ③ 事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の合計欄には、認定ファンドが取得した新事業開拓事業者の株式の合計額に対する割合も記載してください。

<別表3 関係>

- ① 同じ新事業開拓事業者が発行する株式を処分した場合であっても、処分日、処分した株式の種類、処分方法又は処分価額が異なる場合には、異なる行に記載してください。
- ② 「平成 年度に処分した株式の取得価額、取得方法及び取得した年度」の欄には、【処分した株式の取得日】、【処分した株式の1株あたり取得価額】及び【処分した株式の取得価額総額】を記載してください。
- ③ 「平成 年度に処分した株式の処分価額及び処分の方法」の欄には、【処分日】、【処分方法】、【1株あたり処分価額】、【処分した株式数】及び【処分価額総額】を記載してください。
- ④ 「認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の処分価額の総額」の欄には、株式を処分した新事業開拓事業者毎に、【処分株式の総数】、【処分価額総額】及び【処分した株式の取得価額総額】を記載してください。

問４－２. 経済産業省関係省令第６６条第２項第２号に基づき、認定ファンドの無限責任組合員は、毎事業年度、認定ファンドの財務諸表等を経済産業大臣に提出することになっているが、認定ファンドの財務諸表等の作成にあたって留意すべき点はあるか。

(答)

認定ファンドの財務諸表等は、「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」(平成 26 年 1 月 14 日最終改正、日本公認会計士協会)の「付録 1 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等のひな型」に則って作成してください。

【記載イメージ：認定ファンドYの平成26年度の実施状況報告書】

別表 1

実施した特定新事業開拓投資事業の内容

	取得した株式の発行会社の名称	取得した株式の発行会社の住所及び代表者名	取得した株式の発行会社が実施する新たな事業の内容及び概況並びに当該事業の成長発展の段階	特定新事業開拓中小企業者又は特定新事業開拓中堅事業者の別及びそれに該当する事由（最初に株式を取得した時の従業員数又は資本金の額）	取得した株式の発行会社に対して実施した経営又は技術の指導の内容	平成 26 年度に取得した株式の取得価額及びその取得の方法	認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額の総額
1	A株式会社	▲▲▲ △△△	【新たな事業の内容】 ×××××××××××××××××××× ××××××××の設計・開発、製造委託。 【新たな事業の概況】 ×××××××××××××××××××× ××××××××。なお、平成 26 年度に配当は受けていない。 【新たな事業の成長発展の段階】 商品の販売を開始していないため「事業創成期」に該当。	特定新事業開拓中小企業者に該当（最初に株式を取得した平成 26 年 7 月 1 日の直前の資本金が 1,000 万円）	平成 26 年度においては、××××××××××××××××××××といたった経営支援を実施。	【取得日】 平成 26 年 7 月 1 日 【取得方法】 他者からの譲受け 【1 株の取得価額】 1,000 万円 【取得株式数】 10 株 【取得価額総額】 1 億円	平成 26 年度末に保有している株式 【株式数】 10 株 【取得価額総額】 1 億円
2	B株式会社	■ ■ ■ □ □ □	【新たな事業の内容】 ×××××××××××××××××××× ××××××××サービスの検討・提供。 【新たな事業の概況】 ×××××××××××××××××××× ××××××××××××。なお、平成 26 年度に配当は受けていない。 【新たな事業の成長発展の段階】 平成 26 年 7 月からサービスの提供を開始しているため「事業規模の拡大を図る時期」に該当。	特定新事業開拓中小企業者に該当（最初に株式を取得した平成 26 年 10 月 1 日の直前の従業員数が 10 人）	平成 26 年度においては、××××××××××××××××××××といたった経営支援を実施。	【取得日】 平成 26 年 10 月 1 日 【取得方法】 新規発行の引受け 【1 株の取得価額】 2,000 万円 【取得株式数】 10 株 【取得価額総額】 2 億円	平成 26 年度末に保有している株式 【株式数】 10 株 【取得価額総額】 2 億円
3	C株式会社	● ● ● ○ ○ ○	【新たな事業の内容】 ×××××××××××××××××××× ×××の薬品の開発。 【新たな事業の概況】 ×××××××××××××××××××× ×××。なお、平成 26 年度に配当は受けていない。	特定新事業開拓中小企業者に該当（最初に株式を取得した平成 26 年 10 月 1 日の直前の資本金が 3,000 万円）	平成 26 年度においては、××××××××××××××××××××といたった経営支援を実施。	【取得日】 平成 26 年 10 月 1 日 【取得方法】 新規発行の引受け 【1 株の取得価額】 1,000 万円 【取得株式数】	平成 26 年度末に保有している株式 【株式数】 3 株 【取得価額総額】 3,000 万円

			【新たな事業の成長発展の段階】 臨床実験を開始していないため「事業創 生期」に該当。			3 株 【取得価額総額】 3,000 万円	
合 計						平成 26 年度末に保有している株式 【株式数】 23 株 【取得価額総額】 3 億 3 千万円	

(注)

認定特定新事業開拓投資事業組合がその事業年度の年度末時点で保有する株式の発行会社全てについて記載する。当該株式の発行会社が、第 2 条第 1 号イ又はロに掲げる会社に該当する場合には、その旨も記載する。

【記載イメージ：認定ファンドYの平成 26 年度の実施状況報告書】

別表 2

取得した株式の内訳

	平成 26 年度に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合		認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合	
		平成 26 年度に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合		認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合
取得した特定新事業開拓中小企業者の株式	3 億 3 千万円 (23 株)、100%		3 億 3 千万円 (23 株)、100%	
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式		2 億円 (10 株)、100%		2 億円 (10 株)、100%
取得した特定新事業開拓中堅事業者の株式	—		—	
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式		—		—
合計	3 億 3 千万円 (23 株)、100%		3 億 3 千万円 (23 株)、100%	
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の合計		2 億円 (10 株)、100% 【合計に対する取得価額の割合】 60.6%		2 億円 (10 株)、100% 【合計に対する取得価額の割合】 60.6%

【記載イメージ：認定ファンドYの平成26年度の実施状況報告書】

別表3 取得した株式の処分の状況						
	処分した株式の 発行会社の名称	処分した株式の発行会 社の住所及び代表者名	平成 年度に処分した 株式の取得価額、取得方 法及び取得した年度	平成 年度に処分し た株式の処分価額及び 処分の方法	株式の取得から処分に 至るまでに実施した経 営又は技術の指導の内 容、事業の発展の経緯 その他経緯の概要	認定特定新事業開拓投 資事業計画の実施期間 中に処分した株式の処 分価額の総額
1	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—
合計額			—	—		—
(注) 認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の発行会社全てについて記載する。						

【記載イメージ：認定ファンドYの平成27年度の実施状況報告書】

別表 1

実施した特定新事業開拓投資事業の内容

[illegible]

						新規発行の引受け 【1株の取得価額】 2,000万円 【取得株式数】 5株 【取得価額総額】 1億円	
2	C株式会社	●●● ○○○	【新たな事業の内容】 ×××××××××××××××××××× ×××の薬品の開発。 【新たな事業の概況】 ×××××××××××××××××××× ×××。なお、平成27年度に1株当たり●●円の配当を受けた。 【新たな事業の成長発展の段階】 臨床実験を開始していないため「事業創生期」に該当。	特定新事業開拓中小企業者に該当（最初に株式を取得した平成26年10月1日の直前の資本金が3,000万円）	平成26年度においては、××××××××××××××××××××といった経営支援を実施。	【取得日】 平成26年10月1日 【取得方法】 新規発行の引受け 【1株の取得価額】 1,000万円 【取得株式数】 3株 【取得価額総額】 3,000万円	平成27年度末に保有している株式 【株式数】 6株 【取得価額総額】 6,000万円
			【新たな事業の内容】 ×××××××××××××××××××× ×××の開発。 【新たな事業の概況】 ×××××××××××××××××××× ×××。なお、平成27年度に1株当たり●●円の配当を受けた。 【新たな事業の成長発展の段階】 平成27年4月から臨床実験を開始しているため「事業規模の拡大を図る時期」に該当。		平成27年度においては、××××××××××××××××××××といった経営支援を実施。	【取得日】 平成27年10月1日 【取得方法】 新規発行の引受け 【1株の取得価額】 1,000万円 【取得株式数】 3株 【取得価額総額】 3,000万円	
3	D株式会社	■ ■ ■ □ □ □	【新たな事業の内容】 ×××××××××××××××××××× ×××の製造・販売。 【新たな事業の概況】 ×××××××××××××××××××× ×××。なお、平成27年度に1株当たり●●円の配当を受けた。	特定新事業開拓中堅事業者に該当（最初に株式を取得した平成27年10月1日の直前の資本金が4億円）	平成27年度においては、××××××××××××××××××××といった経営支援を実施。	【取得日】 平成27年10月1日 【取得方法】 新規発行の引受け 【1株の取得価額】 1,000万円 【取得株式数】	平成27年度末に保有している株式 【株式数】 3株 【取得価額総額】 3,000万円

			【新たな事業の成長発展の段階】 平成 27 年 4 月から製品の販売を開始しているため「事業規模の拡大を図る時期」に該当。			3 株 【取得価額総額】 3,000 万円	
合 計						平成 27 年度末に保有している株式 【株式数】 29 株 【取得価額総額】 3 億 9,000 万円	

(注)

認定特定新事業開拓投資事業組合がその事業年度の年度末時点で保有する株式の発行会社全てについて記載する。当該株式の発行会社が、第 2 条第 1 号イ又はロに掲げる会社に該当する場合には、その旨も記載する。

【記載イメージ：認定ファンドYの平成27年度の実施状況報告書】

別表2

取得した株式の内訳

	平成27年度に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合		認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合	
		平成27年度に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合		認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に取得した事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額及び当該株式の取得価額の総額に対するその割合
取得した特定新事業開拓中小企業者の株式	2億3,000万円（13株）、88.5%		5億6,000万円（36株）、94.9%	
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式		2億3,000万円（13株）、88.5%		4億3,000万円（23株）、93.5%
取得した特定新事業開拓中堅事業者の株式	3,000万円（3株）、11.5%		3,000万円（3株）、5.1%	
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式		3,000万円（3株）、11.5%		3,000万円（3株）、6.5%
合計	2億6,000万円（16株）、100%		5億9,000万円（39株）、100%	
うち、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の合計		2億6,000万円（16株）、100% 【合計に対する取得価額の割合】 100%		4億6,000万円（26株）、100% 【合計に対する取得価額の割合】 80.0%

【記載イメージ：認定ファンドYの平成27年度の実施状況報告書】

別表 3

取得した株式の処分の状況

	処分した株式の発行会社の名称	処分した株式の発行会社の住所及び代表者名	平成 27 年度に処分した株式の取得価額、取得方法及び取得した年度	平成 27 年度に処分した株式の処分価額及び処分の方法	株式の取得から処分に至るまでに実施した経営又は技術の指導の内容、事業の発展の経緯その他経緯の概要	認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の処分価額の総額
1	B 株式会社	■■■ □□□	【処分した株式の取得日】 平成 26 年 10 月 1 日 【処分した株式の 1 株あたりの取得価額】 2,000 万円 【処分した株式の取得価額総額】 1 億円	【処分日】 平成 27 年 4 月 1 日 【処分方法】 他者への売却 【1 株あたりの処分価額】 500 万円 【処分株式数】 5 株 【処分価額総額】 2,500 万円	B 株式会社は、××××××××××××××××××××サービスを提供を行い、それに対して××××××××××××××××といった経営支援を実施してきたが、××××××××××のため、B 株式会社は平成 27 年 12 月 31 日に清算に至った。	【処分株式の総数】 10 株 【処分価額総額】 1 億 2,500 万円 【処分した株式の取得価額総額】 2 億円
		【取得日】 平成 26 年 10 月 1 日 【処分した株式の 1 株あたりの取得価額】 2,000 万円 【処分した株式の取得価額総額】 1 億円	【処分日】 平成 27 年 12 月 31 日 【処分方法】 会社の清算 【1 株あたりの処分価額】 2,000 万円 【処分株式数】 5 株 【処分価額総額】 1 億円			
合計額						【処分株式の総数】 10 株 【処分価額総額】 1 億 2,500 万円 【処分した株式の取得価額総額】 2 億円

(注)

認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間中に処分した株式の発行会社全てについて記載する。